

特別高圧電力 利用事業者 緊急支援事業の 継続について



電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、
特別高圧電力を利用する中小企業者の電気料金の一部を
2024年5月利用分まで引き続き支援します。

※特別高圧とは、大型商業施設や工場などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力の事をいいます。

対象事業者

道内で特別高圧電力を利用する中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）

- 特別高圧電力の受電契約を締結していること
- 特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること

大型商業施設の
テナント等

（ただし、みなし大企業を除く）

対象期間/ 支援金額

2023年10月～2024年4月利用分

1.8円/kWh

2024年5月利用分

0.9円/kWh

※申請額合計の上限額は2023年10月～2024年5月利用分までで最大100万円となります。

※予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

○申請期間

2023年10月～12月利用分

2024年1月29日(月)～3月15日(金)

2024年1月～5月利用分

2024年3月18日(月)～6月30日(日)

○申請方法

郵送申請 ※消印有効

以下申請書類の送付先へ
(住所の記載不要)

又は

WEB申請 ※23:59まで

以下専用ホームページへ

〒060-8407 北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局 期間：2024年7月26日まで（平日のみ）

アクセスは
こちら！

コールセンター [平日9:30～17:30]

北海道 特別高圧電力利用事業者緊急支援金

011-795-8154

<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp>



申請に必要な書類

ホームページに掲載の「申請の手引き」、「申請・給付要領」をご確認のうえ、申請をお願いいたします。申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。提出書類を審査のうえ、支援金を交付します。

初回申請に必要な書類	法人	個人事業主	2023年1月～9月利用分を申請済みの事業者
交付申請書(様式第1号)	✓	✓	
使用電力量報告書兼交付請求書(様式第2号)	✓	✓	✓
宣誓書(様式第3号)	✓	✓	✓
株主報告書	✓		
履歴事項全部証明書の写し	✓		
本人確認書類の写し		✓	
個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は公的機関が発行する許可書等の写し		✓	
通帳の写し(中開き1～2ページ)	✓	✓	
特別高圧電力の受電契約がわかるもの(電力供給契約書、検針票、請求書等の写し)	✓	✓	✓ ※
対象月の使用電力量がわかるもの(検針票、請求書、領収書等の写し)	✓	✓	✓
賃貸契約書の写し※施設等に入居しているテナントのみ	✓	✓	✓ ※

※契約期間が対象期間内の書類提出をお願いいたします。

Q&A より詳細なQ&Aは専用ホームページまたは「申請の手引き」をご覧ください

Q 「中小企業者」の定義はなんですか？

A 中小企業者の定義は下記の通りです。(下記のA/Bいずれかを満たす事業者)

業種	A 資本金の額 又は出資の総額	B 常時使用する 従業員の数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 「申請の手引き」はどこで入手できますか？

A 申請書類や申請の手引きは専用ホームページからダウンロード可能です。以下URLまたは二次元バーコードよりアクセスしてください。インターネット環境が無い等、ダウンロードができない場合はコールセンター(011-795-8154)までお問い合わせください。

Q 「みなし大企業」とはなんですか？

A みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。



〒060-8407 北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局 期間：2024年7月26日まで(平日のみ)

アクセスはこちら！

コールセンター [平日9:30～17:30]

北海道 特別高圧電力利用事業者緊急支援金

011-795-8154

<https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp>

